

平成21年度食品安全委員会運営計画（案）

平成21年3月26日

食品安全委員会

<審議の経緯>

平成21年1月30日	第29回企画専門調査会
平成21年2月12日	企画専門調査会座長より 食品安全委員会委員長へ報告
平成21年2月12日	国民からの意見募集 ～3月13日
平成21年3月26日	食品安全委員会へ報告

<食品安全委員会委員>

委員長	見上	彪
委員長代理	小泉	直子
	長尾	拓
	野村	一正
	畑江	敬子
	廣瀬	雅雄
	本間	清一

<食品安全委員会企画専門調査会専門委員>

座長	早川	堯夫
座長代理	清水	英佑
	伊藤	正史
	内田	健夫
	生出	泉太郎
	河合	義雄
	近藤	信雄
	佐々木	珠美
	武見	ゆかり
	谷口	正代
	西脇	徹
	橋本	由子
	福代	俊子
	宗像	道子
	山根	香織
	渡邊	治雄

目 次

第 1	平成 2 1 年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	2
1	会議の開催	
①	委員会会合の開催	
②	企画専門調査会の開催	
③	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④	緊急時対応専門調査会の開催	
⑤	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
⑥	専門調査会の連携の確保	
2	平成 2 0 年度食品安全委員会運営状況報告書 及び平成 2 2 年度食品安全委員会運営計画の作成	
①	平成 2 0 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成 (平成 2 1 年 5 ~ 6 月ごろ)	
②	平成 2 2 年度食品安全委員会運営計画の作成 (平成 2 2 年 1 ~ 3 月ごろ)	
第 3	食品健康影響評価の実施	3
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
2	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
3	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	6
1	意見交換会の開催	
2	リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3	全国食品安全連絡会議の開催	
4	食品安全モニターの活動	
5	情報の提供・相談等の実施	
6	リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7	食育の推進への貢献	
第 5	緊急の事態への対処	9
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	9
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
3	外部の専門家とのネットワークの形成	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	1 0

第1 平成21年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。
- 2 「食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月〇日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。
- 3 平成21年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。
 - ・ 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、調査審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。
 - ・ 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。
 - ・ リスクコミュニケーションについては、引き続き参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、リスクコミュニケーターの育成を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
 - ・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を引き続き推進するとともに、次期食品安全総合情報システムの開発に併せてホームページの改定を進める。
 - ・ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、次期食品安全総合情報システムの開発を行う。また、緊急時には、科学的知見を速やかに情報提供する。
 - ・ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（EFSA）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進す

るとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

② 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成20年度食品安全委員会運営計画（平成20年3月27日委員会決定）のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成21年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～11月ごろ）
- ・ 平成21年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成22年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成22年1～2月ごろ）
- ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項

また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において、今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえたリスクコミュニケーションの着実な推進方策
- ・ 平成20年度に実施したリスク認知の形成要因に関する調査及び社会的な関心事項を踏まえた、リスクコミュニケーションの新たな展開方策
- ・ 平成20年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成21年4～5月ごろ）

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討

を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

専門調査会においては、その下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、効率的な調査審議を行う。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、新たな評価課題に対しては機動的にワーキンググループを設置し、迅速で的確な対応を行う。

⑥ 専門調査会の連携の確保

委員会と専門調査会の意思疎通を図るとともに、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うため、専門調査会座長会を年1回以上開催する。

2 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成22年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成21年5～6月ごろ）

平成20年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成22年度食品安全委員会運営計画の作成（平成22年1～3月ごろ）

平成22年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。なお、

平成21年度においては以下に留意して調査審議を進めることとする。

- ① 平成20年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成21年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

- ② 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定に係る食品健康影響評価については、専門調査会の運営方法の見直しや、調査審議の前段階での事前検討の徹底を行うとともに、複数の専門調査会にまたがる品目の調査審議方法の改善を行うなど、関係する専門調査会で十分な連携を図り、食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

- ③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に関する調査審議の透明性の確保及び円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、添加物並びに農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会で行っている評価ガイドライン起草作業を着実に進め、早期策定を目指す。また、器具・容器包装の評価ガイドラインについて、平成19年度に終了した当該分野に関する食品健康影響評価技術研究の結果をもとに、起草作業を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たっては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用する。

3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対しての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

平成21年度においては、企画専門調査会において調査審議する委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について、案件選定の間口を広げる観点から、従来からの委員会が整理した情報に基づく案件候補に、新たに食品安全モ

ニターなどから募集した案件候補を加えることを試みる。

これに伴い、企画専門調査会に必要な応じてワーキンググループを設ける等により効率的な調査審議を行い、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において平成21年度内に委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定を行う。

また、委員会自らが食品健康影響評価を行うには至らないとされた案件についても、必要な応じて、国民への情報提供や情報収集の継続を行うなど適切な措置を講じる。

なお、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定に当たって実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

② 自ら食品健康影響評価の実施

平成16年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ等について、引き続き、微生物・ウイルス専門調査会ワーキンググループにおいて調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、引き続き、プリオン専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。

また、委員会は、必要な応じて、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した上記案件について、調査審議の状況や今後の見通しに関して専門調査会から報告を受け、今後の取扱い方針を検討する。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成21年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、平成21年9月ごろ及び平成22年3月ごろを

目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

特に、平成21年度においては、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

① 食品健康影響評価技術研究の研究課題については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。

なお、公募の際には、関係研究機関への情報提供などを強化し、研究に応募する者の範囲を広げる。

② 平成20年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施するとともに、得られた研究成果については、研究成果報告会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。

③ 平成21年度に継続される研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。

④ 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、引き続き参加型の運営を目指す。

1 意見交換会の開催

意見交換会については、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、リスクコミュニケーション推進事業で実施した各講座の受講者の協力も得つつ、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、対象者、開催方法、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて改善を図る。

- ・ リスク評価のうち、国民の関心の高いもの
- ・ リスク管理措置がとられているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の必要があるもの
- ・ リスク分析の考え方

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。

- ① 意見交換などの会議を円滑に進行する技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）及び科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）を育成する「リスクコミュニケーター育成講座」の計画的な実施に努める。
- ② 「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者によるリスクコミュニケーション（グループディスカッション等）を推進する。
- ③ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する資材を製作し、その活用の促進にも努める。

3 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、地方公共団体のニーズ等を踏まえてテーマを決定するとともに、地方公共団体相互の情報の共有化を図る。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じ

て気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成21年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。なお、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考とし、会議内容等の改善を進める。

その他、食品安全モニターに「リスクコミュニケーター育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行うとともに、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。また、地方公共団体や関係団体への情報提供にも努める。ホームページについては、一層の内容等の充実や迅速な更新、メールマガジン等との連携を図る。

さらに、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供と連携の維持・充実を引き続き推進するとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問い合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関して情報の提供や意見交換を促進し、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。

特に、平成21年度においては、子どもを対象としたリスクコミュニケーション

ンを幅広く展開し、子どもに対する食の安全の啓発を積極的に推進するとともに、食品安全委員会の活動等に関する理解を広げる観点から学校教育との連携の取組みに力を入れる。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見直しを行う。

また、緊急時には危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページで公表するとともに、緊急事態等における情報提供のあり方について更に検討を進める。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

委員会において国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつ分かりやすく国民に提供する。

このため、食品安全総合情報システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに、登録された情報を基に委員会が自ら行う食品健康影響評価に資する情報の整理分析やファクトシート等の作成・更新を進める。

また、平成22年3月の運用開始に向けて次期食品安全総合情報システムの開発を行う。なお、次期食品安全総合情報システムにおいては、ホームページとの連携を強化し、利便性の向上を目指す。

2 国際協調の推進

コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タ

スク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、E F S A等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。

3 外部の専門家とのネットワークの形成

食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供にご協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体、学会等とのネットワーク作りに着手する。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成21年度に実施する課題を6月ごろまでに選定するとともに、よりの確な成果を得るため、関係機関への情報提供を強化し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。

なお、調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査課題を選定する。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

「平成21年度食品安全委員会運営計画(案)」に関する御意見の募集結果について

1. 実施期間 平成21年2月12日～平成21年3月13日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 4通

4. 御意見及びそれに対する考え方

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
【第1 平成21年度における委員会の運営の重点事項】		
(1)	<p>大学等外部の関連研究機関との協調と連携(理由)</p> <p>食品の安全性に関するガイドラインの作成に関する安全基準の作成は、権威ある研究機関との連携なしには考えられないし、策定された安全基準に関しては、その適用に際して毅然たる態度で行って欲しい。不必要な高度な安全性に対する要求は、生産者を追い詰めるばかりではなく社会を混乱に導く。</p>	<p>「平成21年度食品安全委員会運営計画(案)」においては、食品健康影響評価や緊急時対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るためのネットワーク作りに着手することとしています。</p> <p>食品安全委員会としては、いただいたご意見も参考にして、今後とも外部の研究機関との連携に努めていきたいと考えています。</p>
(2)	<p>食品安全モニター事業とリスクコミュニケーション推進事業との連携について(意見)</p> <p>食品安全委員会運営計画で効果的効率的な意見交換会の開催につとめるなかで食品安全モニター事業との連携を推進するとなっておりますが、岡山会場に2度出席しましたが、モニター会員の中には元食品会社・大学の先生・研究所の職員・栄養士他がおられたが、モニター育成講座への参加の促進にはモニター会員を専門別に分けて育成する方法を考えて欲しい。</p> <p>費用的に無理であれば専門別の育成講座をインターネットで送って欲しい。</p>	<p>食品安全委員会では、地域におけるリスクコミュニケーションを推進していただける担い手として、</p> <p>① 意見交換会などの会議を円滑に推進する技術を有するファシリテーター</p> <p>② 科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるインタープリターの育成を目的として人材育成講座を行っています。このため、職業等の別による育成は行っていません。これらの人材育成講座が開催される際には、その地域のモニターの皆さんへお知らせし、リスクコミュニケーションの推進に積極的に取り組んでいただける方に参加していただけるよう配慮しております。また、講座で使用した資料をホームページに掲載するとともに、リスクコミュニケーション活動で必要となる、食品安全委員会で作成している季刊誌やリーフレットなどの資料につきましても、必要に応じてお送りしておりますが、引き続き、工夫を重ねてまいります。</p>

【第3 食品健康影響評価の実施】

<p>(3)</p>	<p>食品健康影響評価に関するガイドラインの策定を速やかに進めてください。 (意見) 平成19年に、微生物に関するリスク評価のガイドラインが策定されました。しかし、食品添加物や農薬など、その他の案件のリスク評価に関するガイドラインは整備されていません。計画(案)に記載されているように、「食品添加物」「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」のガイドラインは、リスク評価の実施において重要であると考えます。特に、遺伝子傷害性のある発がん物質については、ADI設定の考え方を明確にする必要があります。これらのガイドラインの策定を速やかに進めてください。</p>	<p>食品添加物、並びに農薬、動物用医薬品、及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、策定に向け、専門調査会で審議を進めているところです。早期策定に向け鋭意取り組んでまいります。 なお、遺伝毒性発がん物質については、化学物質・汚染物質専門調査会において、清涼飲料水関連の発がん物質を対象とした、経口発がんリスク評価に関する手引きをとりまとめています。</p>
<p>(4)</p>	<p>リスク評価機関とリスク管理機関の連携を強化してください。 (意見) リスク評価機関とリスク管理機関は、機能的な分離が行われつつ、緊密な連携を図る必要があります。そのことから考えると、例えばリスク管理機関である厚生労働省薬事食品衛生審議会食品添加物部会とリスク評価機関である食品安全委員会食品添加物専門調査会で、年度内にリスク管理およびリスク評価を実施すべき食品添加物の種類について、共通の作業計画を作るなど互いに共通の計画や政策のもとにリスク分析のプロセスを実施することが効果的だと考えます。 たとえば、コーデックスでは、リスク評価機関の担当者がリスク管理機関の会議を傍聴するために必要に応じてオブザーバー席を用意する等、積極的に情報の共有化や連携が図られています。このことは、リスク分析のプロセスをすすめるにあたって非常に効果的であると考えます。 わが国においても、リスク評価機関とリスク管理機関の情報の共有化や連携により、より効果的なリスク分析のプロセスがすすめられると考えます。</p>	<p>ご指摘の点については、リスク評価及び管理のプロセスの効率化の観点から、食品安全委員会とリスク管理機関の担当者間で緊密に連携をとり、業務を遂行しています。また、相互の会議を傍聴し、進捗状況の把握に努めています。 例えば、食品添加物の場合、評価依頼に当たって、事前に担当者間で、審議の見通しや、要請者から適切な資料が提出されているかを確認しています。また、食品安全委員会食品添加物専門調査会での審議を厚生労働省担当者が傍聴するとともに、評価結果通知後の薬事・食品衛生審議会食品添加物部会での審議を食品安全委員会担当者が傍聴し、双方の情報の共有を図っています。 今後とも、リスク管理機関と連携し、審議の効率化を進めていきたいと考えています。</p>

<p>(5)</p>	<p>食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査について (意見)</p> <p>食の安全を推進する上で、「平成21年度においては、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。」ことは、必要不可欠なものと考えます。しかしながら、厚生労働省による食品規格(残留基準)の設定作業に非常に長期間(従来は5から7ヶ月間であったが、現状は1年以上)を要している。食品安全委員会による食品健康影響評価の結果通知を受けたが残留基準値の告示が行われていない農薬数は、現在77(7ヶ月以上経過している農薬数は43)にも増加し続けています。したがって、食品安全委員会の運営計画に則り、厚生労働省に対して適時適切な施策実施を行うよう直ちに改善を求める等、適切な対応を取っていただきたい。</p>	<p>食品安全委員会は、食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保のため、リスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視し(モニタリング)、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとなっています。このモニタリングは、半年ごとにこれまで9回実施し、現在までのところ、勧告の必要性は認められませんでした。</p> <p>食品健康影響評価の結果に基づく農薬の食品規格(残留基準)設定については、厚生労働省に置かれている薬事・食品衛生審議会において審議中、残留基準設定に必要な資料を収集中、若しくは基準案を検討中であり、今後、薬事・食品衛生審議会で審議を行う予定であるものと承知しています。</p> <p>平成21年度においては、ご指摘の点も含めてリスク管理機関による施策の実施状況をモニタリングし、運営計画に基づき、必要に応じて適切な対応を行っていきたいと考えています。</p>
------------	--	---

【第4 リスクコミュニケーションの促進】

<p>(6)</p>	<p>食品の安全性に関するガイドラインの作成 (意見)</p> <p>新規に開発された農薬や資材などの安全基準を含むが、その前に安全基準の基本は、全ての食品に関してゼロリスクということはありません。最近の一部消費者及びマスメディアからの意見や要求を聞くと、100%安全であることを主張し、それに対して委員会及び行政府が確たる対応ができていないように思われ、それが食の安全に関して世間一般に不必要な不安を与えている一因ともなっている側面があるように思われる。科学的根拠に基づき、毅然とした対応を切に期待したい。</p>	<p>食品安全委員会は、科学に基づくリスク評価機関として、国民が過度の不安を抱いたり、社会的混乱が起こらないよう、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄について、委員長談話を公表するなどの情報提供を行ってきました。</p> <p>また、食品の安全性に関する情報を、ホームページ、季刊誌「食品安全」、メールマガジンなどを通じてお知らせしています。</p> <p>今後も、リスク分析の考え方など食品の安全性に関する情報について、より多くの方に知っていただけるよう情報発信を進めていきたいと考えています。</p>
------------	--	--

<p>(7)</p>	<p>策定された安全基準の公表とその内容の周知 (意見)</p> <p>公表の仕方にはこの情報化時代であるので様々な方法があるが、官報、ホームページ、地方公共団体を通じる方法などで十分であろう。内容の性格から言って、普段知っている必要はないが、必要な折に知りたいもの、という性格があるからである。</p>	<p>食品安全委員会で行っているリスク評価の結果については、リスク評価案の審議過程で国民の皆様から広くご意見・情報の募集期間を設けているとともに、評価結果についてはホームページへ掲載しています。</p> <p>このほか、評価結果を含めた食品安全に関する情報提供については、ホームページ、季刊誌「食品安全」、メールマガジンなどを通じてお知らせしています。</p> <p>今後も、このような方法を通じて、必要な情報の提供に努めていきたいと考えています。</p>
<p>【第5 緊急の事態への対処】</p>		
<p>(8)</p>	<p>法定伝染病の発生等、緊急事態の発生時の対応方法に関するマニュアルの作成 (意見)</p> <p>一旦緊急事態が発生した場合の中央・地方政府機関などへの速やかな連絡と対応体制の確立によって、パンデミックな広がりへの防止と風評による混乱防止ができるような体制づくりが求められるが、そのための科学的、技術的な指導を行う。</p>	<p>大規模又は広域にわたる食中毒が発生した場合等の緊急事態には、政府全体として危害の拡大や再発防止に迅速かつ適切に対応できるよう、食品安全委員会及びリスク管理機関は、マニュアルを整備するなどの体制整備をしています。</p> <p>また、食品への薬物混入事案のような関係府省庁が幅広く連携して対応すべき事案についても、消費者行政推進担当大臣の下、関係府省庁に置かれた「消費者安全情報総括官」を核として、情報共有を図りつつ政府一体となって対応できるよう、マニュアルを整備するなどの体制整備をしています。</p> <p>このような体制の中で、「平成21年度食品安全委員会運営計画(案)」のとおり、食品安全委員会は緊急時に科学的知見を速やかに情報提供することとしており、このような取組を通じてご指摘の役割の一端を担っていきたくと考えています。</p>

【第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用】

<p>(9)</p>	<p>海外政府機関や国際機関との連携により食の安全性に関して整合性を図る。 (理由) 近年海外から輸入される食料品の安全性に関してトラブルが多発している。その内容を見ると、中には輸出国とわが国での安全レベルに違いがあることによって発生している問題もある。一般的に見て、わが国の安全基準は諸外国に比べて、より厳しい基準となっている事例が多いように思う。食料の自給率が40%を割り込んでいる現状を考慮すると、わが国の安全基準も国際的な基準に準拠させる(妥協する)ことも必要であろう。一部輸出国から非関税障壁と見なされないようにするためにも。</p>	<p>食品安全委員会は、国際会議等への参加、海外政府機関や国際機関への訪問、国外の専門家の招へいなどにより最新の科学的知見等の収集に努めるとともに、食品安全委員会が行った食品健康影響評価(リスク評価)の結果を海外政府機関や国際機関に情報提供しています。食品安全委員会は、このような海外関係機関との連携などを通じて、科学的に適切で国際的にも調和のとれた信頼度の高いリスク評価の実施に取り組んでいます。 なお、今回いただきましたご意見は、安全基準についてであり、リスク管理措置に関するものと考えられるので、リスク管理機関にお伝えすることとします。</p>
<p>【その他】</p>		
<p>(10)</p>	<p>委員会の所轄について (意見) * 賞味期限・消費期限の設定とその運用に関してはどの機関が行っているのか。 * 食品の加工製造及び流通過程における安全性の確保はどの機関の管轄下にあるのか。 これらに関しては委員会の管轄分野ではないと思うが、食品の安全という見地からすれば、消費者にしてみれば、「その件に関しては委員会の所轄ではありません」という対応をされると、一般に言われる縦割り行政の弊害、と採られる危険性がある。これらの問題を所轄する機関との連携が望まれる。またできればこれらの問題についても委員会が担当するのが妥当かも知れない。その結果食品安全委員会を名乗る委員会はその名の通り、食の安全基準に関しては全てを監督し、省庁の枠を超えた仕事を効率よく行い、その結果を広く国家的な課題となっている行政の合理化の一環となるかも知れないと思う。勿論そのためには、委員会は全ての省庁から独立した機関でなければならないのは言うまでもない。</p>	<p>現在の食品安全行政においては、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関が、評価結果に基づき食品供給行程における規格基準の策定や指導取締り等のリスク管理措置を講じています。 このように各行政機関が一定の役割分担を行うことにより、食品安全行政が進められている現状をご理解いただければと思います。 このような中で、食品安全委員会としては、ご指摘のようにリスク管理機関等とのより一層の連携強化に努めていきたいと考えています。</p>